

教 育 福 祉 委 員 会 会 議 録

| | | |
|------------------|---|--|
| 開会日 | 令和7年12月1日（月）午前9時30分 | |
| 閉会日 | 令和7年12月1日（月）午前11時10分 | |
| 場 所 | 長久手市役所本庁舎 2階 委員会室 | |
| 出席委員 | 委員 長 川合ともゆき 副委員 長 水野勝康 委 員 岡崎つよし おくだけんじ ささせ順子 富田えいじ なかじま和代 野村 弘 | |
| 欠席委員 | な し | |
| 欠 員 | な し | |
| 会議事件のため出席した者の職氏名 | 市長 市長公室長 次長 人事課長 課長補佐 人材育成係長 給与厚生係長 福祉部長 次長 長寿課長 課長補佐 いきいき長寿係長 福祉の家係長 子ども部長 次長 子ども未来課長 指導保育士 課長補佐兼児童係長 保育係長 子ども家庭課長 課長補佐（家庭・母子保健担当） | 佐藤有美 川本満男 山本晃司 粕谷庸介 吉田菜穂子 宮下直幸 飯塚卓也 浅井俊光 中野智夫 森 延光 粕谷梨江 金子達也 荒川 晃 飯島 淳 近藤かおり 柴田浩善 川本奈都子 伊藤 愁 大久保功一 遠藤佳子 鈴木晶子 |
| | | 計 21 人 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 議長 山田かずひこ 議会事務局長 門前 健 主任 金子真由美 | |
| 会議録 | 別紙のとおり | |

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 62 号 長久手市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

人事課長 議案第 62 号について説明

なかじま委員 第 11 条旅費の請求手続きについて、電磁的記録で提出できるとなっているが、市の新たな負担はあるか。

人事課長 旅費の請求に関し、証拠書類を紙で処理していたものが PDF データにより処理できるようになるため、ペーパーレス化が進み、事務の効率化が期待できると考えている。

なかじま委員 電子化の仕組みをつくるという理解でよいか。

人事課長 電子化の仕組みは現在のシステムで対応が可能である。新たな費用負担はかからない。

なかじま委員 第 2 条第 1 項第 6 号の家族の定義について、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とあるが、どのようなものか。同性のパートナーを含むのかも含めて、教えてほしい。

人事課長 内国旅行では、職員と生計を一つにする配偶者、子、父母、孫などが該当する。外国旅行は、職員と生計を一つにする配偶者と子が該当する。同性のパートナーは、職員と生計を一つにしている配偶者としてみなされるものと考えている。

課長補佐 パートナーシップ制度等に基づいて、成立している方であれば対象である。

なかじま委員 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とは、男女の場合は内縁関係を指すと思うが、同性のパートナーについては、長久手市のパートナーシップの届出をした人が対象となるということか。

課長補佐 長久手市だけではなく、愛知県の制度も含めて対象となる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 64 号 長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども未来課長 議案第 64 号について説明

質疑及び意見なし

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 65 号 長久手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども未来課長 議案第 65 号について説明

野村委員 多岐にわたり条例が改正されているが、国の法律が大きく変わったのか。

子ども未来課長 国の法改正を受けて改正を行っている部分もあるが、条例改正を行う中で、国の基準と比べて、改正が漏れていた部分もあったため、合わせて今回行った。国の通達等は順次、各施設に周知し、適切に対応をしている。

野村委員 今回、国の法改正に基づいて、いろいろな部分を見直して、条例の改正を行ったということでよいか。

子ども未来課長 そのとおりである。現在の国の基準に合わせる改正である。

なかじま委員 第 7 条の 2 に安全計画の策定があるが、これまでも安全計画はあったか。家庭的保育事業など小さな事業所には研修及び訓練が負担ではないかと思うが、市がどのくらいサポートしているのか。

子ども未来課長 安全計画について、各施設は運営案を作成し、訓練などを考えている。

市は定期的に監査を行い、助言を行っている。

なかじま委員 研修は実施をしているのか。これから実施するのであれば、市はどうやってサポートしていくのか。

保育係長 市が、公立園も含めて定期的に研修を開催している。安全に関する研修もあり、民間保育園も参加している。

なかじま委員 市内の家庭的保育事業において、自動車運行をしているところはあるか。

保育係長 自動車運行をしているところはない。

ささせ委員 地域限定保育士や准看護師を保育士として認めていくことができるようになるが、新しく人材を受け入れる場合に、市から補助金の上乗せはあるのか。

子ども未来課長 地域限定保育士は、今回の法改正で新たに取り入れられたものであるが、現時点で県が実施する話はまだ聞いていない。新たな方々を受け入れるための補助金は、現状ない。

課長補佐兼児童係長

保育士の配置基準の中に、地域限定保育士や准看護師が入るのを認めるということであり、基本的には保育士として算定され給付される。

富田委員 改正の内容(6)に、「1人に限り保育士とみなす」とあるが、これは地域限定保育士も含むと考えてよいか。

保育係長 これは、准看護師の規定部分であるため、地域限定保育士は含まれない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

**議案第 66 号 長久手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について**

子ども未来課長 議案第 66 号について説明

なかじま委員 この条例は父母会が運営する公設の学童保育所 4 か所に適用されるとい

うことか。

子ども未来課長 この条例は、放課後児童健全育成事業として委託している学童保育所と市の児童クラブが該当する。

なかじま委員 安全計画はすでにあるのか。今後整備していくのか。

課長補佐兼児童係長

安全計画は、学童保育所、児童クラブともに作成している。

なかじま委員 研修の機会についてはどうか。

課長補佐兼児童係長

安全に関する研修を定期的実施しており、今後も継続的に実施していく。

なかじま委員 業務継続計画は作成しているか。

課長補佐兼児童係長

市では策定しているが、事業者は努力義務となっている。今後事業者に協力をお願いしながら、策定を進めていきたいと考えている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 67 号 長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

子ども家庭課長 議案第 67 号について説明

野村委員 廃止されることりルームぴっぴは、対象者が満 1 歳の誕生日から小学校就学前であり、新しく始まる乳児等通園支援事業は、対象者が生後 6 か月から満 3 歳未満である。対象者の範囲が違うが、影響はないのか。

子ども家庭課長 現在、市内の一部保育所で実施をしている一時保育事業において、預かり事業を継続して実施していけると考えている。

野村委員 乳児等通園支援事業は、どこで実施されるのか。

子ども未来課長 現在、未定である。基本的には、一時保育を実施している事業所にお願

いしたいと考えているが、現時点で事業者の募集ができていない。

ささせ委員　ことりルームぴっぴに勤めている保育士は保育の質が高いという声もあったが、事業廃止後はどうなるのか。

子ども家庭課長　ことりルームぴっぴは、令和8年3月をもって終了となるため、雇用は終了する。公立保育園に勤務を希望する場合は、応募してもらうことになる。

なかじま委員　新制度実施に向けてのスケジュールはどのようか。

子ども未来課長　広報2月号で周知し、利用者に登録してもらうことを考えている。来年度までには事業者の募集及び確保をしていきたいと考えている。

なかじま委員　国の補助率はどのようか。

保育係長　国4分の3、県8分の1、市8分の1で、制度設計が進められている。さきほどの補足だが、令和8年4月から全国で実施すると言われているが、年末にかけて国が給付費の詳細を詰めている状況である。給付費の単価が出ていない中で、民間企業が事業に応募するのは難しいと考えている。公立保育園における実施も視野に入れており、市民の皆様が乳児等通園支援制度を使えることを第一に考え、進めているところである。

なかじま委員　ことりルームぴっぴは、定員超えで預けられない日があるほど、利用している方が多い印象だが、新制度では定員数は増えていくのか。

保育係長　給付費が示されないことには算定が難しい。少しでも多くの方が利用できるように努力はしていきたいところだが、定員数が増えるかは、現状お答えが難しい。

なかじま委員　現在、ことりルームぴっぴは何人の利用があるか。

子ども家庭課長　令和6年度の実績では、預かり延べ人数は1,619人、1日当たり平均6.7人である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 68 号 長久手市高齢者生きがいセンターの指定管理者の指定について

長寿課長 議案第 68 号について説明

岡崎議員 令和 8 年度から令和 12 年度までの運営方針において、改善、評価するポイントはどのようなか。

いきいき長寿係長

今回の 5 年間に於いて、おふくろの味処や小学生を対象としたまなび家の開設といった、多世代交流や次世代を支える担い手としての活躍が伸びてきており、就労機会の拡大にもつながっている。次の 5 年間に於いても提案の自主事業における就労機会の拡大、次世代を支える担い手としての活躍を期待したい。

岡崎議員 利用者の高齢化やニーズの多様化を踏まえて、サービスの質をどのように維持向上させていくか。

いきいき長寿係長

定年延長等の影響により、シルバー人材センターの高齢化も進んでいる。その中で剪定作業や、夏の猛暑の中での作業などに対するリスクが高まっているため、熱中症対策、剪定技術の向上などの研修を行い、技術向上と安全確保の理解を促進していきたい。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

<午前 10 時 29 分 休憩>

<午前 10 時 40 分 再開>

議案第 69 号 長久手市福祉の家（温泉交流施設を除く）の指定管理者の指定について

長寿課長 議案第 69 号について説明

野村委員 現在、福祉エリアは、社会福祉協議会が運営し、建物の管理や植栽管理

は市が業者に委託しているということか。

長寿課長 現在は、運営は市が行っており、施設管理について業者に委託している。社会福祉協議会に委託しているのは、窓口業務のみである。

野村委員 指定管理をするメリットはどのようなか。

長寿課長 指定管理を行うことにより、福祉の家の運営に関する行政の事務負担は軽減され、社会福祉協議会の考える施設の運営意向をかなえられる。お互いがよい関係になるのではないかと考えている。

野村委員 指定管理をすることにより、正規職員が1人、会計年度任用職員が4人増えるとのことだが、この人件費は指定管理料に含まれているのか。

長寿課長 含まれている。

野村委員 指定管理者選定委員会の評価結果における選定基準番号3のうち、「指定管理料の提案額は妥当であるか、また、必要な経費は見積もられているか。」「管理運営経費の節減に創意工夫を凝らしているか」「収入支出の積算と事業計画の整合性は図られているか」の3項目を合わせた評価が、配点15点のうち9.5点と低い。これは3項目すべてが低いのか。どこか1か所だけが突出して低いのか。

長寿課長 内訳については、長寿課では把握していない。指定管理者選定委員会の中で委員から、「5年間の収支計画を立てているが、人件費高騰や物価高の影響により、なかなか厳しいのではないか」という心配の声があった。

野村委員 指定管理者選定委員会の議事録によると、「旧デイサービスエリアで若者の不登校などのサポートとあるが、具体的にはどんなことをするのか。」という委員の質問に対し、「引きこもりや不登校の子たちに役割をもたせるということを考えている。既に障がい者相談支援センターにてその取組を始めているが、旧デイサービスエリアを活用して、彼らに社会との接点をもたせることができるよう拡充したいと考えている。」と回答している。具体的に、どのように拡大をしていくのか。

長寿課長 「今の引きこもりの方の活躍の場として、旧デイサービスエリアにおいて、その方達ができることをやってもらいたい」と聞いている。

岡崎委員 指定管理者選定委員会の議事録によると、人件費は5年間据え置くとあったが、最低賃金は上昇傾向であり、申請者自身も厳しいと述べている。実現可能性の検証をどう行ったのか。施設運営に支障が出るリスクはないのか。

長寿課長 来年度の指定管理料の上限額は約8,700万円であるが、この人件費高騰、物価高の中で、5年間このままなのかは今の時点で話ができない。

岡崎委員 企業努力には限界がある。人件費不足による離職者が出たり、サービス

低下が起こった場合には、どこまで責任を持つのか。

長寿課長 人件費高騰、物価高は、指定管理料以外にも影響がある。市全体の予算の中での検討により、指定管理料も見直していく必要があると考えている。

水野委員 社会福祉協議会は施設保全等のノウハウはそもそもなく、担保されていないということでよいか。

長寿課長 社会福祉協議会は福祉の専門職の団体であるため、施設保全等には長けていないのは事実である。

水野委員 今後、指定管理者が改めて設備等の事業者を選定することになると思うが、社会福祉協議会にその知見のある職員はいるのか。

長寿課長 現在はいないので、30歳代ぐらいの方を雇用したいと聞いている。また、長寿課としては、指定管理者選定委員会において、「伴走してください」とご意見をいただいているので、少なくとも来年度は伴走し、適切に委託できるようにしていきたい。

水野委員 最初から人件費を5年間据え置く話が出ていると、労使関係において、賃金その他労働条件の交渉に応じない対応をとることが想定されるが、大丈夫か。

長寿課 指定管理料の上限額の中で、どのような割り振りをするのかは指定管理者に裁量権がある。人件費が高騰した場合、人件費のみならず施設管理の委託費にも影響があると思われる。まずは指定管理者が工夫し、対応すると考える。

水野委員 社会福祉協議会は民間事業者なので、ストライキの可能性が全くないわけでもない。離職等の問題により人的な担保ができなくなった場合、どのように対応するか。

長寿課長 想定はお答えができないが、「指定管理者として人材の確保をしていく」と聞いている。

岡崎委員 自主事業の人件費が収支計画に含まれていない。しかし提案書には、不登校支援やボランティアの活性化、多世代交流の強化など人件費を要する事業が多い。これらの人員をどのように担保できると判断したのか。

長寿課長 社会福祉協議会は現在およそ50人いる。このおよそ50人で福祉の家を運営していくと聞いているため、そのとおり実施してもらえるものと考えている。

岡崎委員 社会福祉協議会全体の職員体制で取り組むとのことだが、その可否を判断する材料を持っているのか。

長寿課長 根拠としてはないが、社会福祉協議会事務局長が、「今後どうしていかれるか」との問いに対し、「社会福祉協議会として、福祉の家全体の役割を担

っていきたい」と回答いただいているので、その言葉がすべてだと考えている。

なかじま委員 施行規則を見ると、利用の許可などの主語が、「市長は」となっているが、このあたりがすべて変わるということか。

長寿課長 条例により、「市長は」を「社会福祉協議会は」に読み替えをする形になる。

なかじま委員 現在、福祉の家の休館日は月曜日、利用時間は月曜日から土曜日までは午前9時から午後9時まで、日曜日及び祝日は午前9時から午後5時までであるが、社会福祉協議会から開館時間延長の希望があるか。

長寿課長 今のところ聞いていない。

なかじま委員 もし、開館時間を延ばす考えがあった場合に、手続きはどのようなか。

長寿課長 まず話を聞くことになる。開館時間を延長した場合、財政的に誰が負担するのかという話になるので、その観点からも可能かどうか検討することになると思う。

福祉部長 1点補足する。職員の雇用について、「正規職員として30歳代を雇用する」とお伝えしたが、30歳代と確定したわけではなく、管理をしていただくリーダーとして、30歳相当の給与が負担できるぐらいの人材を探している。

野村委員 CSWについて、現在は何人か。

課長補佐 現在は正規職員3名と嘱託職員1名の合計4名である。

野村委員 過去に5人であったのが、現在は4名とのことだが、減った理由はどのようなか。

課長補佐 長寿課では把握していない。

ささせ委員 社会福祉協議会のCSWが減員していたり、人件費のことでいっぱいになっている現状を、市がもっと把握し、連携していただきたい。これは要望である。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論なし

賛成討論なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前 11 時 10 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 7 年 12 月 1 日

教育福祉委員会委員長 川合ともゆき